

定款

一般社団法人讃岐GameN

一般社団法人讃岐GameN定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人讃岐GameNと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ゲーム制作等を通して『どのような境遇でも人は創る力に満ち、夢は叶えられる』社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)ゲーム等に関連する各種勉強会・学会の開催・運営
- (2)ゲーム等に関連する技術の指導等に関する事業
- (3)ゲーム等制作、運営、販売に関する事業
- (4)ゲーム等による地域振興、地域活性化に関する事業
- (5)会員間の交流を活発、円滑にする活動
- (6)前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)個人賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人
- (3)団体賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会したものを正会員とする。賛助会員の入会については、特に条件等を定めない。

2 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の決議に基づいて、代表理事の承認を得るものとする。賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(経費等の負担)

第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面で予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3)1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(構成)

第13条 社員総会は、社員(正会員)をもって構成する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員(正会員)に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員(正会員)の議決権の過半数を有する社員(正会員)が出席し、出席した当該社員(正会員)の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員(正会員)は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 1名以上

2 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員(正会員)の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員(正会員)以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年6月30日までとする。

(設立時社員(正会員)の氏名及び住所)

第28条 設立時社員(正会員)の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 香川県高松市亀井町10番地3

設立時社員 渡辺 大

住所 香川県高松市花ノ宮町3丁目1番39-201号都き羽ハイツ

設立時社員 熊谷 翔一

住所 香川県三豊市高瀬町下勝間1251番地251

設立時社員 菊川 誠

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 渡辺 大

設立時理事 熊谷 翔一

設立時理事 菊川 誠

(設立時の代表理事)

第30条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 香川県高松市亀井町10番地3

設立時代表理事 渡辺 大

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人讃岐GameN設立のためこの定款を作成し、設立時社員(正会員)が次に記名押印する。

令和4年12月24日

設立時社員 渡辺 大

設立時社員 熊谷 翔一

設立時社員 菊川 誠